

答 申 書

令和6年9月19日

藤枝市下水道使用料等審議会

令和6年9月19日

藤枝市長 北村 正平 様

藤枝市下水道使用料等審議会

会長 永田 奈央美

下水道使用料等の改定について（答申）

令和6年8月21日付藤下第63号で諮問のあった、藤枝市下水道条例第16条に規定する使用料の改定については、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、下水道使用料等の改定に関する諮問に対し、公共下水道事業を取り巻く諸情勢を踏まえ、令和6年8月21日の第1回審議会以降、公共下水道事業における財政状況、経費回収率などについて、当局の資料と説明をもとに、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり意見をまとめた。

1 藤枝市下水道条例第16条に規定する使用料

藤枝市の公共下水道事業については、その根幹である使用料に基づく経費回収率は79.5%であり、一般会計からの繰入金に依存する中で事業を維持しているという厳しい状況にあることから、下水道事業会計の経営健全化に向けて、使用料を改定し経費回収率を引き上げる必要がある。

しかし、近年の物価高が市民生活に大きな影響を与えており、一方で賃上げが追い付いていないことから、令和7年度は改定を見送るべきものと認める。

2 審議会からの要望事項

- (1) 令和12年度までに使用料を改定し、経費回収率90%以上を達成すること。
その後の使用料についても、原則として5年を目途に、それまでの経営状況や

収益・支出改善の取組み効果を改めて検証し、その適正化について検討すること。

- (2) 今後の事業執行にあたっては、一層の経費削減に努めるとともに、積極的な加入促進活動により使用料収入の確保に努めること。

(以 上)